

自主的取組に関する検討について

1. 経緯

(1) 専門委員会報告における自主的取組の検討

平成17年3月30日に中環審揮発性有機化合物排出抑制専門委員会が取りまとめた「揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制制度について」においては、以下のように記述されている。

5. 規制と自主的取組の組み合わせ

規制対象外となる中小規模の施設からの排出、規制対象外の類型に該当する施設からの排出、排出口以外の開口部や屋外塗装作業等からのVOCの飛散については、自主的取組で対応することとなる。

6. 今後の課題 (1) 自主的取組の促進

自主的取組の進め方については、今後、事業所、企業、業界団体等の最もふさわしい主体ごとに、製品の低VOC化を促進したり、VOCの排出抑制のためのガイドライン・計画等を策定する等により、適切な方法を検討し、確立することが期待される。この場合、情報の公開や検証の仕組みを内在させることが求められるが、その具体的方法や実施の時期は、それぞれの事業所等の実情に応じて適切に運用されることが望ましい。

行政においては、事業者のこうした自主的取組を円滑に促進するための方策を総合的に検討し、取組の状況を把握・評価していくことが必要である。また、JIS等の規格やグリーン調達に低VOC製品を位置づけたり、環境ラベルを活用するなど推奨的な施策を実施することが適当である。なお、検討に当たっては、自主的取組を行う事業者の意見を十分聴いた上で進めていくべきである。

(2) その後の専門委員会における検討状況

第5回専門委員会(平成17年4月26日開催)

揮発性有機化合物の排出抑制に向けた事業者の自主的取組の促進方策について議論が行われた。議論の論点は次の通り。

ア. 自主的取組の進め方について

- ・ VOC削減目標は、全国一律3割か地域差を考慮すべきか。
- ・ 自主取組は民間主導型がよいか審議会の議論による指導型がよいか。
- ・ 民間イコール業界団体ではなく、団体に含まれない民間の自主的取組にも注目すべき。
- ・ 目標を立て、実施して評価するためのガイドラインを作成すべき。

イ. 事業者による情報公開・検証の仕組、我が国全体からのVOC排出量の把握

- ・ 検証・評価について共通理解が重要。モニタリングで評価するのか、発生源対策の策定プロセスに対し評価を行うのか。
- ・ P R T Rを活用すべきか。
- ・ インベントリ、P R T Rとも精度を上げることが必要ではないか。

ウ. 行政等による状況の把握・評価

- ・ 行政は年1回評価を行うべき。指標として何をを用いるか、どこまで統一をするか。

エ. 自主的取組に対する支援策等

- ・ ユーザーや消費者への普及啓発、簡易測定法、技術開発支援が必要。

第6回専門委員会(平成17年6月28日開催)

揮発性有機化合物の排出抑制に向けた事業者の自主的取組について、業界団体所属の委員よりプレゼンテーションがあった。

- ・石油連盟
- ・(社)日本化学工業協会
- ・(社)日本自動車工業会

- ・(社)日本印刷産業連合会
- ・日本産業洗浄協議会
- ・(社)日本造船工業会
- ・日本製紙連合会
- ・(社)日本建材・住宅設備産業協会

(3) 経済産業省による指針の作成

経済産業省では「事業者等による揮発性有機化合物(VOC)の自主的取組促進のための指針」を作成し、産業構造審議会に設けた「環境部会産業と環境小委員会、化学・バイオ部会リスク管理小委員会 産業環境リスク対策合同ワーキンググループ」において、平成17年7月8日に了承された。

2. 自主的取組についての考え方

(1) 自主的取組の進め方

主導

民間(業界)主導型(民間が自発的に排出削減の取組を行い、取組に必要な計画や指針についても、民間が自ら作成することを原則とする方法)と行政(審議会)主導型とが考えられるが、基本的に民間主導型とすることが適当ではないか。

自主的取組のための計画の作成

自主的取組を推進し、その実施状況や効果を的確に把握するため、事業所、企業、業界団体のふさわしい主体において計画を作成することが望ましい。このため、これを奨励することが適当ではないか。

なお、規制が平成18年度からスタートすることを考慮し、遅くとも平成18年度中に自主的取組を開始(計画の作成・実施)していただくことが望ましいのではないか。また、計画については、次のような案が考えられる。

- ア．平成18(17)年度から22年度まで単年度計画として毎年作成する
- イ．平成18(17)年度から22年度までの5(6)か年計画を作成する。
- ウ．平成18(17)年度から22年度までの5(6)か年計画を作成する。

ただし、平成20年度を中間年度として位置づける。

計画作成のための指針

業界団体において、計画作成のための指針の作成を行うか否かについては任意とする。ただし、業界団体に含まれない民間事業者への対応については、行政からの何らかの措置が必要ではないか。また、共通の理解・対応を醸成することを目的として、計画に盛り込むことが望ましい事項を示すことが適当ではないか(別添1参照)。

(2) 自主的取組の実施主体による検証・評価

検証・評価に関する報告

自主的取組については、その実施状況や効果を把握するため、検証・評価を的確に行うことが必要である。このため、自主的取組を行った主体に検証・評価の基礎となる報告(報告書の作成)を行っていただくことが望ましいことから、これを奨励すべきではないか。この報告書の形式としては、次のようなものが考えられる。

- ア．検証・評価のために報告書を独立して作成する
- イ．企業の環境報告書の一節に当該報告を組み入れる
- ウ．その他

検証・評価の内容

上記の報告書においては、ア)VOCの削減状況、イ)計画の達成度、ウ)取組への努力の度合い等を、自主取組の実施主体が自ら検証・評価する。(自己評価を補完するものとして、ISO14001による評価等を組み入れることも考えられる。)

また、検証・評価に当たっては、平成12年度を基準年とし、それ以降の取組を対象とすることが適当と考える。なお、VOCの削減状況を把握するための排出量の算出方法を計画作成のための指針等に参考として示すことが適当ではないか(別添2参照)。

検証・評価の実施年度

- ア.(1) アの場合

平成19(18)年度から23年度までの毎年度
イ.(1)イの場合

- ・平成19(18)年度から23年度までの毎年度
- ・平成23年度(終了時のみ)

ウ.(1)ウの場合

- ・平成19(18)年度から23年度までの毎年度
- ・平成21年度に中間目標時(22年度)の検証・評価、23年度に終了時の検証・評価

検証評価結果の公表

- ア.上記の報告書として公表いただく。
- イ.環境省ウェブサイトのVOCのページに掲載する(リンクを含む)。
- ウ.その他

(3)第三者(機関)による検証・評価(外部評価)

外部評価の実施者

- ・当専門委員会
- ・その他

外部評価の方法

次のような方法が考えられる。ただし、専門委員会が外部評価を行うとした場合には、業界団体についてのアの評価及びウが中心となる。

- ア.内部評価結果の評価
- イ.内部評価結果が利用できないものについて、サンプル調査等に基づく評価
- ウ.インベントリーに関する調査等に基づく評価

検証・評価の実施年度

ア.(1)アの場合

- ・平成19(18)年度から23年度までの毎年度

イ.(1)イの場合

- ・平成19(18)年度から23年度までの毎年度

・平成 23 年度(終了時のみ)

ウ . (1) ウの場合

- ・平成 19(18)年度から 23 年度までの毎年度
- ・平成 21 年度に中間目標時(22 年度)の検証・評価、 23 年度に終了時の検証・評価

公表の方法

- ア . 外部評価を行ったものについて、その結果を専門委員会報告として公表する。公表方法は環境省ウェブサイトの VOC のページへの掲載等による。
- イ . その他

(4)その他の論点

地域性の考慮

自主的取組の計画の策定及び検証・評価の単位については、地域により SPM 等の大気汚染の状況が異なることを踏まえ、全国一律でなく、地域ブロック等の単位ごとに行うことも考えられる。

しかし、VOC 排出抑制の目的のひとつである光化学オキシダント汚染対策は、特定の地域の問題でなく全国的な問題であること、また自主的取組と対をなす排出規制の制度が、全国一律の枠組みとなっていることを考慮すれば、地域ごとに異なる前提で計画を策定し、検証・評価を行うことは必ずしも必須でないと考えられる。

取組の指標(個別物質か総 VOC か)

削減の取組の指標としては、VOC に該当する代表的な個別物質の排出量を用いる場合と、総 VOC の排出量を用いる場合とが考えられる。

代表的な個別物質の排出量を指標とする場合、原材料転換、生産工程管理、処理施設管理等の対策の効果と指標との関連づけが行いやすい、PRTR 法等により把握している既存のデータが活用できる、排出口での測定を行わずとも溶剤使用量等から排出量を推計しやすい、等の利点がある。

一方、総 VOC の排出量を指標とする場合、我が国全体の VOC 排出量との関係付けが行いやすい、排出規制による排出削減量との比較検討が行いやすい等の利点がある。(ただし、一般に、排出口の VOC 濃度から総

VOC の排出量を求める際には、排出ガスに含まれる物質の組成比を仮定して算出することとなるため、結局のところ個別物質の排出量を経由して把握することとなると考えられる。)

第三者(機関)による検証・評価の便を考慮すると、代表的な個別物質の排出量を指標とする場合であっても、できる限り総 VOC の排出量も併せて指標として用いることが望ましいのではないか。

別添 1

自主的取組に係る計画に記載すべき事項

1. 計画の名称、作成主体、作成日

いわば表紙に記載すべき事項。計画の名称として「揮発性有機化合物（VOC）の排出及び飛散の抑制に関する自主行動計画」などが考えられる。

2. 計画の目的

例えば、次のような記述が考えられる。

「本計画は、大気汚染防止法第17条の13の規定に基づき 工業会の会員企業（または 株式会社）が自主的に行う揮発性有機化合物（VOC）の排出及び飛散の抑制のための取組を推進することを目的とする。」

3. 計画の期間

計画の期間を記述する。例えば、次のような記述が考えられる。

「本計画の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。」

4. VOC削減目標及びその基礎となるVOC年間排出量の算定方法

(1) VOC削減目標

平成22年度における年間のVOC排出量の目標値（ ）を示すとともに、基準年である平成12年度の排出量（ ）及び削減率（ - / ）を示す。また、平成20年度を中間年として位置づけ、中間年における排出量の目標値（ ）を示すことも考えられる。

(2) VOC年間排出量の算定方法

上記、（ ）をどのように算出したか記述する。

5. 目標を達成するために実施する対策

4の目標を達成するために、計画の作成主体が講じる（または傘下の企業が講じる）対策について記述する。なお、基準年度である平成12年度以降に既に講じた対策についても記述する。

6. VOCの大気中への排出等の把握

計画の実施後のVOCの大気中への排出等を把握するための方法について記述する。

7 . V O C 削減目標の達成状況の検証・評価

(1) 検証・評価の実施方法

目標年度（及び中間目標年度）等におけるV O C 削減目標の達成状況の検証・評価の実施方法を記述する。

(2) 報告書の作成等

(1) の検証・評価結果の報告書の作成及びその公表の方法等について記述する。

VOC の排出量の算出方法について(例)

1. 個別物質について排出量を算出する方法については、個別の事業所・企業単位の算出に関しては、PRTR 制度における算出方法等、実績のある既存の算出方法の活用を図る。(PRTR 法の対象外の物質については、個別に算出方法を定める必要があるか否かを検討する。)

[現行の算出方法マニュアルの例]

- ・ PRTR 排出量等算出マニュアル(平成 16 年 1 月 経済産業省、環境省)
- ・ 業種別排出量等算出マニュアル((独)中小企業基盤整備機構、各業界団体)

具体的な算出方法は、各業種の特性により異なると考えられるが、大まかなイメージは表1の通り。

表1 事業所及び企業における算出方法

算出方法区分	算出方法の概要
物質収支	取扱量から製品、廃棄物等としての移動量を差し引く
実測	実測値に排ガス量を乗じる
排出係数	排出係数に取扱量を乗じる
物性値を用いた方法	蒸気圧等から計算する

また、業界団体単位の排出量の算出に関しては、業界団体のカバー率(例: 生産量の 95%(重量ベース)、業の製造品出荷額等の 50% 等)、VOC を取り扱う主な工程を持つ会員の割合等のデータを基に、トップダウン(工業統計等を起点として推計)、ボトムアップ(加盟員アンケート等を集計して推計)ないし両者の組合せにより推計を行うこととなる。

いずれの単位の算出においても、外部評価を容易にするため、排出量の算出方法及び使用データについて、可能な限り報告書において明示することが望ましい。

2. 総 VOC について排出量を算出する方法については、
 主要な個別物質の排出量を加算して算出する、
 排出口において測定された VOC 濃度及び排出ガス量、並びに排出ガスに含まれる個別物質の組成比の推定値等を用いて算出する、
 等の方法が考えられる。